



鬪雞神社周辺景観形成重点地区 景観計画運用マニュアル



田辺市

目次

<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区の指定	1
<input type="checkbox"/> 鬮雞神社周辺景観形成重点地区の景観形成方針	2
[景観形成方針]	2
<input type="checkbox"/> 届出に係る基準	3
【届出対象行為】	3
【行為の届出に係る手続き】	4
<input type="checkbox"/> 景観形成基準の解説	5
【景観形成基準】	5
【建築物の建築等又は工作物の建設等】	7
【開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く)】	13
【土石の採取又は鉱物の掘採】	15
【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】	16

□ 景観形成重点地区の指定

闘雞神社は、JR紀伊田辺駅から直線距離で約400m南に位置しています。平成28(2016)年10月には同神社が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の資産に追加登録され、田辺市では、田辺市歴史文化的景観保全条例第4条の規定により、同神社周辺を闘雞神社景観保全地区に指定し、田辺市独自の裁量の範囲で歴史的景観の保全を図ってきました。

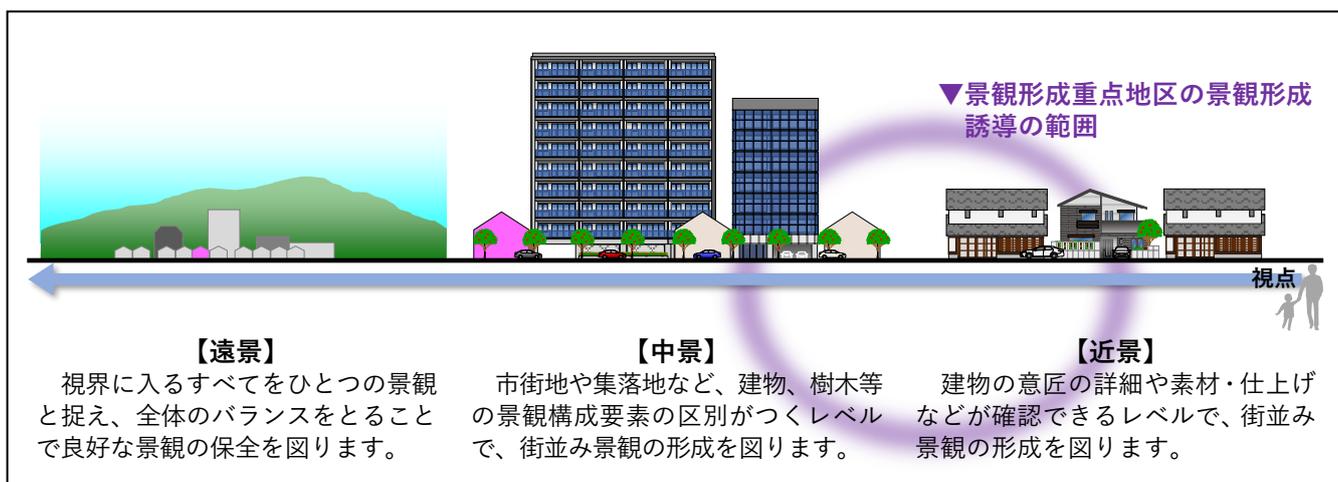
今回、その歴史的・文化的価値を活かした質の高い街並み景観の形成に、官民が一体となって取り組んでいくため、景観法に基づく田辺市景観計画において、同地区を闘雞神社周辺景観形成重点地区に指定し、地区独自の景観形成方針と景観形成基準を定めました。

[闘雞神社周辺景観形成重点地区]



〇 鬪雞神社周辺景観形成重点地区の景観形成方針

田辺市景観計画では、視点と視対象の距離による景観の見え方（遠景・中景・近景）を踏まえ、景観計画区域（田辺市全域）に対し、特に景観形成誘導が求められる区域を『景観形成重点地区』に指定し、良好な景観の形成に関する方針（景観形成方針）と景観形成基準を定めています。



〔景観形成方針〕

【基本方針①】 田辺市の歴史・文化の象徴となる景観を創出する

- 参道の眺望点から鬪雞神社及びその社叢を望む眺望の保持を図ります。
- 鬪雞神社参道沿いに、鬪雞神社の歴史と文化がつくる本市の象徴的な景観を創出します。



【基本方針②】 鬪雞神社の社叢を背景とした品格のある景観を創出する

- 鬪雞神社の風致を活かし、これと調和した品格のある景観の形成を図ります。
- 鬪雞神社の社叢の豊かな緑を活かし、その周辺においても緑豊かな景観の形成を図ります。



景観形成方針に基づき、鬪雞神社周辺に相応しい景観まちづくりを進めていきます。

● 歴史的建造物等の保存



● 建築物の外観の修景整備



届出に係る基準

【届出対象行為】

景観法第16条第1項各号に定める行為のうち、本地区で届出が必要な行為（届出対象行為）の規模を次のとおり定めます。

区 分		対象行為の規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント その他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設	
	②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
	③その他の工作物	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
水面の埋立て		

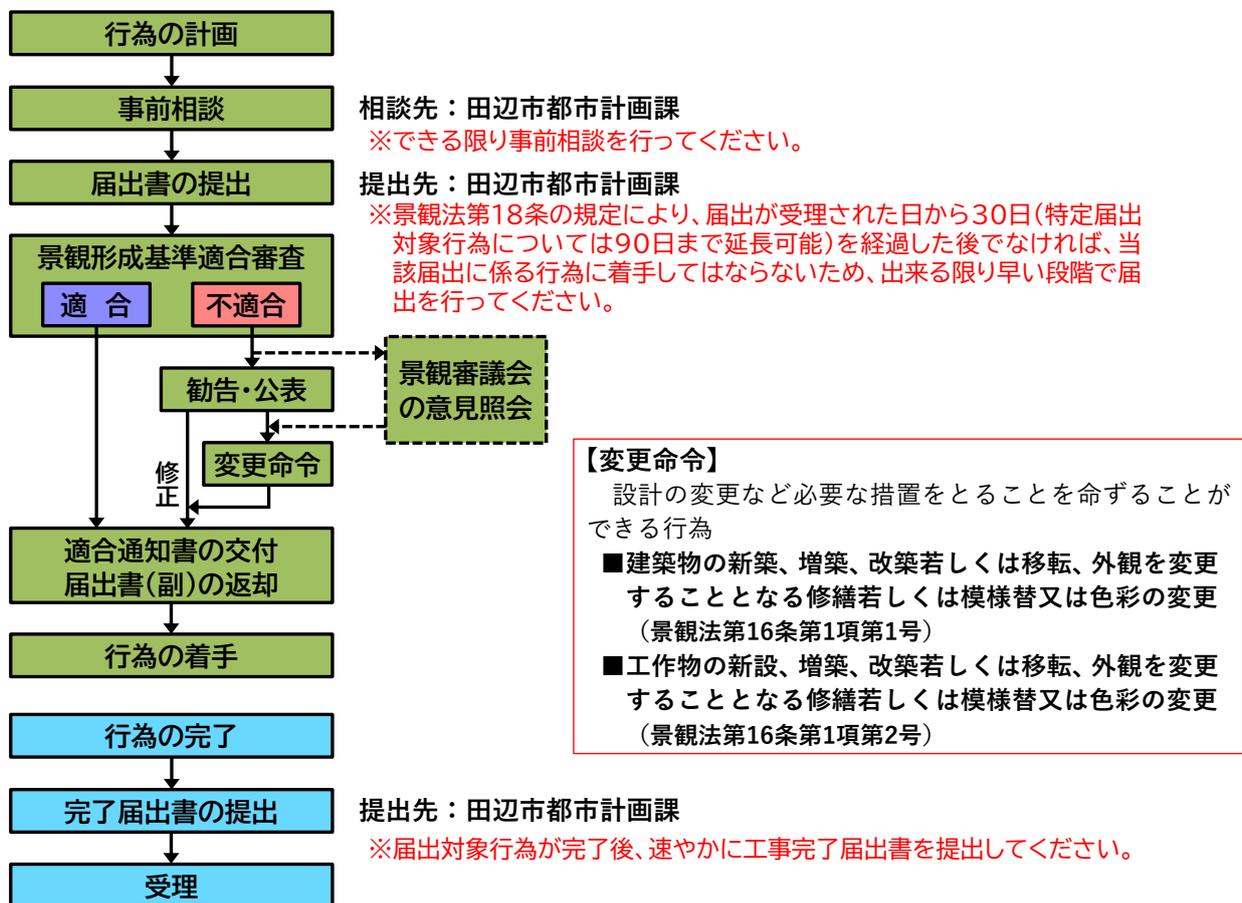
【行為の届出に係る手続き】

届出対象行為については、建築確認申請や開発許可申請等の法令上の手続きに先立ち、景観形成基準への適合審査を行うため、田辺市建築条例及び同条例施行規則で定める届出書と必要書類をもって、田辺市都市計画課に届出を行ってください。

なお、景観法第18条第1項の規定により、市が届出書を受理した日から30日間は当該行為に着手できません。事業者または設計者は、対象行為の計画段階において、申請内容が景観形成基準に適合しているか、田辺市都市計画課と事前相談や事前協議を行い確認してください。

届出内容が景観形成基準適合審査で適合と判断された場合は、適合通知の日から行為の着手制限が解除されますが、不適合となった場合は、市が助言や指導、勧告、変更命令を行います。

[届出手続のフロー]



[届出書の様式]

行為の(変更)届出書、並びに行為の完了届出書の様式は、田辺市都市計画課のHPに掲載しているものを使用してください。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/keikaku/keikan-machizukuri.html>

□ 景観形成基準の解説

【景観形成基準】

(1) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

項目	景観形成基準	頁
位置・規模	【周辺景観への配慮】 □ 鬮雞神社の一の鳥居、二の鳥居を視点場とした同神社の社叢の景観に著しい影響を及ぼさないよう、市が別途定める高さ、水平投影面積を超えない規模とすること。	7
	【景観構成要素への配慮】 □ 鬮雞神社とその社叢の存在を意識し、その風致の保全に配慮した位置及び規模とすること。	7
	【街並み景観への配慮】 □ 参道や外周道路等における景観形成軸が確保されるよう、道路敷地境界からの壁面や軒先、または塀・垣・柵等の位置を、隣地や周辺の建築物等と揃えること。	8
	【眺望への配慮】 □ 主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。	8
	□ 鬮雞神社の社叢の近傍では、社叢との調和を乱さない位置及び規模とすること。	8
	形態・意匠	□ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。
□ 屋根は前面道路に対して平入り切妻の勾配屋根を基本とし、やむを得ず陸屋根とする場合は、周辺の建物や街並みに合わせ前面道路に対し軒や庇を設けること。		9
□ 道路等の公的空間や隣地等から容易に視認できる外壁は、ディテールを周辺の建物や街並みと揃える、又は調和したものとすること。		9
□ 高度利用に際しては、周辺とのスケール感の調和に配慮し、軽やかな意匠に努めること。		9
□ 各階層において無窓は避け、やむを得ず開口部を設けない場合は、木や土などの自然素材を用いた壁面装飾を行うこと。		10
□ 屋外階段、室外機、配管等の設備は、道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、原則として外壁面に露出させず、やむを得ず露出する場合は、形態、意匠及び色彩等を工夫すること。		10
□ 屋上設備を設置する場合は、道路等の公的空間や隣地等から直接見えないよう、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩のパラペットやルーバー等で遮へいすること。		10
□ バルコニー、ベランダは、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩とすること。		10
□ 屋根に太陽光パネルを設置する場合は、屋根勾配に合わせ、かつ屋根面に密着させ、建築物の棟の高さを超えないようにすること。		10
色 彩	□ 鬮雞神社の社叢と調和した落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。	11
	□ アクセント色を使用する場合は、使用する量を極力抑え、色彩相互の調和やバランスに配慮すること。	11
	□ 外観の基調色は次の表のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。	11
	□ 太陽光パネルの色は、低彩度・低明度かつ低反射の目立たないものを基本とし、かつ屋根と色調を揃えること。	11
素 材	□ 周辺の景観と調和した素材を用い、地域の風土に合った自然素材を活用すること。	12
	□ 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。	12

項目	景観形成基準 ※(1)のつづき	頁
緑化	□敷地内はできる限り緑化し、道路等の公的空間や隣地等からの視認を踏まえた植栽等に努めること。	12
	□植栽に当たっては、原則として周辺の植生に合った樹種を用いること。	12
	□行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。	12
その他	□夜間の屋外照明は軒先や看板類のみに限定し、過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。	13
	□ライトアップなど夜間の建物への投光照明は、原則として当該建物のみへの照射とし、点滅させず、着色しないこと。	13

(2) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の採取を除く）

項目	景観形成基準	頁
位置・規模	□開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。	13
	□法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。	13
	□法面や擁壁の高さは可能な限り低く抑え、やむを得ず高低差が大きくなる場合は、法面や擁壁を分割し、圧迫感の軽減に努めること。	14
	□擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	14
緑化	□法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。	14
	□行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。	14
	□擁壁には、蔦類や地被類を活用した緑化を行うこと。	14

(3) 土石の採取及び鉱物の採取

項目	景観形成基準	頁
位置・規模	□期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みた上で、必要最小限にとどめること。	15
	□景観に著しい改変が生じないものとする。	15
	□跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切に行なうこと。	15
緑化	□採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。	16

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準	頁
位置・規模	□景観に著しい改変が生じないものとする。	16
方法	□道路等の公的空間や隣地等から目立たないように、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積上げること。	16
その他	□道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	16

【建築物の建築等又は工作物の建設等】

A. 位置・規模

〔周辺景観への配慮〕

- 鬮雞神社の一の鳥居、二の鳥居を視点場とした同神社の社叢の景観に著しい影響を及ぼさないよう、市が別途定める高さ、水平投影面積を超えない規模とすること。

〔景観構成要素への配慮〕

- 鬮雞神社とその社叢の存在を意識し、その風致の保全に配慮した位置及び規模とすること。

〈基準のねらい〉

行為地及びその行為の結果（建築物等）を、前面道路等公共の場からの視対象とした眺望景観において、鬮雞神社の社叢がその景観構成に移り込む場合には、鬮雞神社の歴史性（物語性）を妨げることのないよう配慮が求められ、位置・規模を工夫する必要があります。

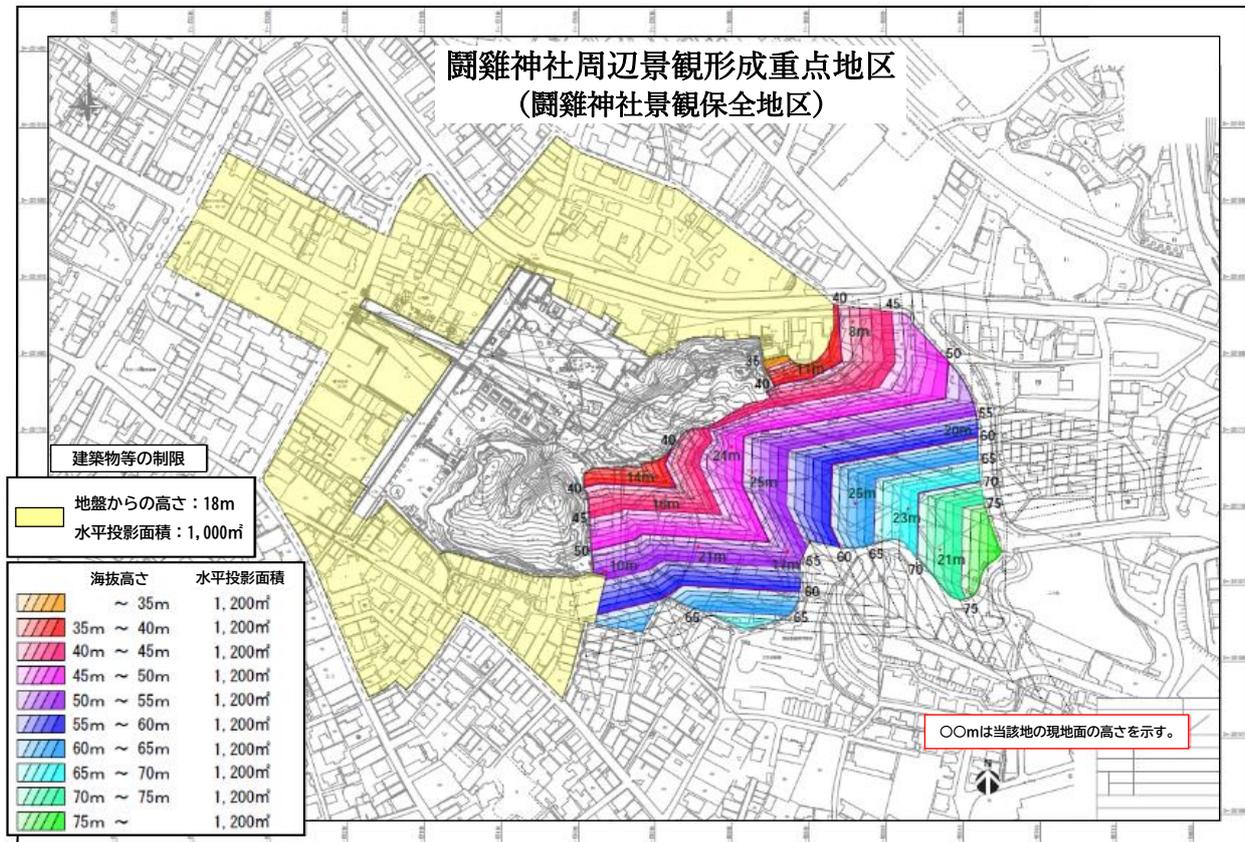
こうした鬮雞神社との関わりを考えることにより、地区が一体的になって、魅力あるシンボリックなまちなみ景観を形成していくことが可能となります。



〈鬮雞神社周辺景観形成重点地区の高さの制限〉

鬮雞神社周辺景観形成重点地区については、田辺市歴史文化的景観保全条例で別途定める下図の高さ制限（下図）を踏襲し、社叢がつくる景観の保全に努めます。

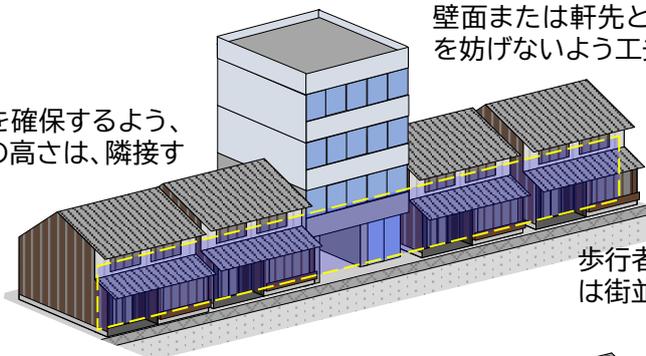
図 高さ制限（田辺市歴史文化的景観保全条例）



[街並み景観への配慮]

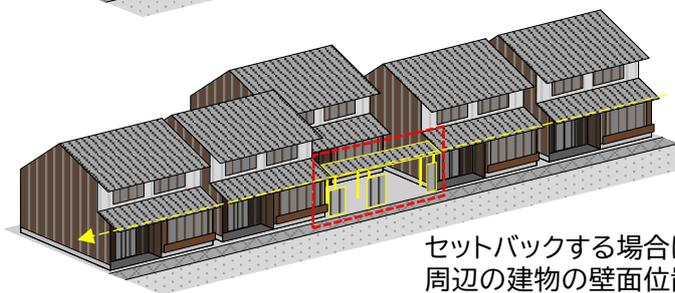
- 参道や外周道路等における景観形成軸が確保されるよう、道路敷地境界からの壁面や軒先、または塀・垣・柵等の位置を、隣地や周辺の建築物等と揃えること。

街並みの連続性を確保するよう、屋根の勾配や軒の高さは、隣接する建物と揃える。



周辺から突出した高さとなる場合は、2階以上の壁面または軒先と位置を合わせるなど、見通しを妨げないよう工夫を施す。

歩行者の視点に合わせ、特に低層部の位置は街並みの連続性に配慮する。



セットバックする場合は、街並みの連続性を確保するため、周辺の建物の壁面位置に合わせ塀や下屋(げや)を設けるなど、軒先を揃える工夫を施す。

[眺望への配慮]

- 主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。
- 闘雞神社の社叢の近傍では、社叢との調和を乱さない位置及び規模とすること。



(主)田辺白浜線などの道路上を視点場とした闘雞神社及びその社叢の眺望の確保に努める。



闘雞神社(社叢)付近においては、周辺の低層の街並みから突出し、社叢を分断するような建て方は避ける。

B. 形態・意匠

- 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。

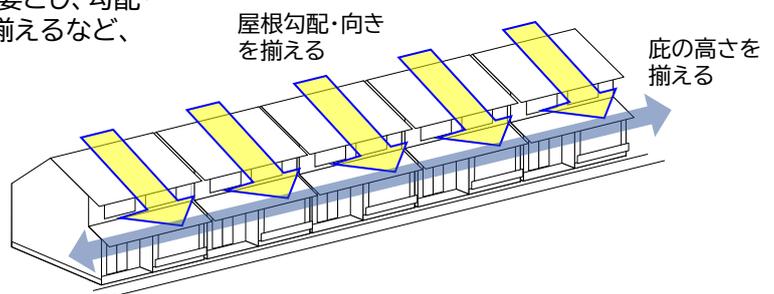
仮庵山の山腹では、斜面に逆らわず、周辺の屋根並みから突出した印象を与える形態や意匠は避ける。



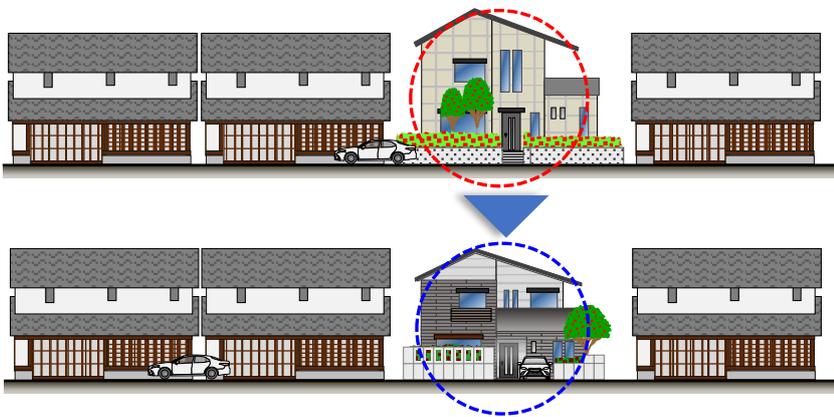
- 屋根は前面道路に対して平入り切妻の勾配屋根を基本とし、やむを得ず陸屋根とする場合は、周辺の建物や街並みに合わせ前面道路に対し軒や庇を設けること。

闘雞神社の周辺においては、屋根の形状は切妻とし、勾配・向きは、前面道路に対し平入りで庇の高さを揃えるなど、街並みの連続性を確保するよう努める。

※陸屋根等の建物で、軒や庇を設けることによって意匠上の価値が下がると判断される場合においては、必ずしもこの限りではありません(事前相談の際に申告してください)。



- 道路等の公的空間や隣地等から容易に視認できる外壁は、ディテールを周辺の建物や街並みと揃える、又は調和したものとすること。

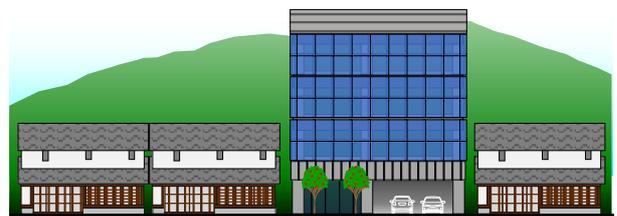


現代風の建築物とする際にも、周辺にみられる地域の伝統的な様式を形態・意匠の構成要素として活用し、街並みとしての調和に努める。

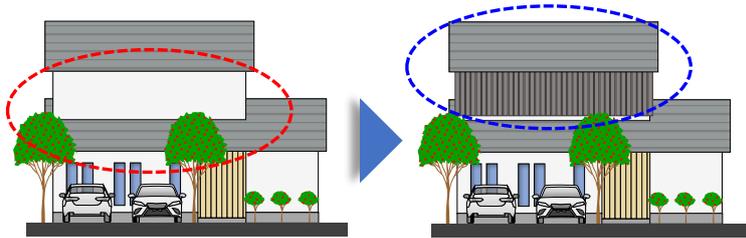
- 高度利用に際しては、周辺とのスケール感の調和に配慮し、軽やかな意匠に努めること。



周辺から突出した高さの部分は、色彩や素材も含め、圧迫感を抑えた軽やかな意匠となる工夫を施す。

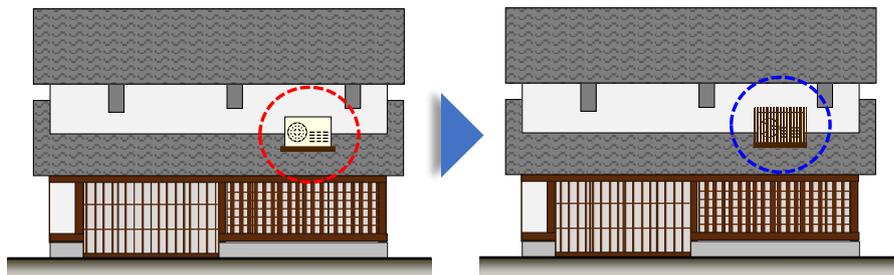


□各階層において無窓は避け、やむを得ず開口部を設けない場合は、木や土などの自然素材を用いた壁面装飾を行うこと。



自然素材を使用し、単調さを防ぐとともに、木々の覆われた闘雞神社の社叢との調和、イメージの形成に努める。

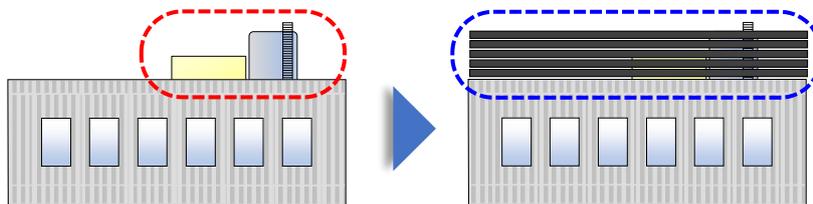
□屋外階段、室外機、配管等の設備は、道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、原則として外壁面に露出させず、やむを得ず露出する場合は、形態、意匠及び色彩等を工夫すること。



室外機等は格子等で目立たないようにする。

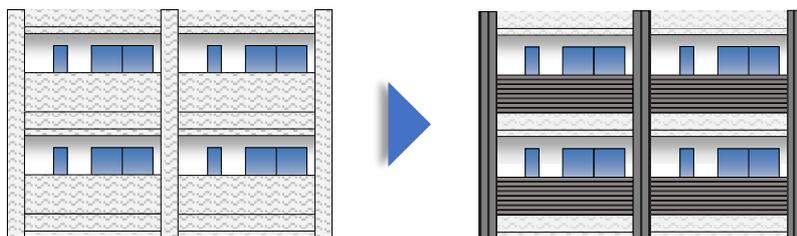


□屋上設備を設置する場合は、道路等の公的空間や隣地等から直接見えないよう、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩のパラペットやルーバー等で遮へいすること。



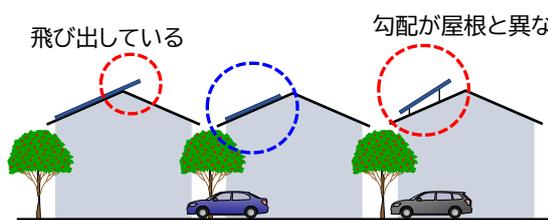
屋上設備はパラペットやルーバーで覆うなど、目立たない工夫に努める。

□バルコニー、ベランダは、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態、意匠及び色彩とすること。

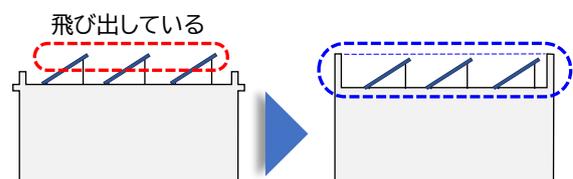


ベランダは、建築物本体との調和を図りつつ、然素材の化粧材を用いるなど、闘雞神社の社叢との調和に配慮する。

□屋根に太陽光パネルを設置する場合は、屋根勾配に合わせ、かつ屋根面に密着させ、建築物の棟の高さを超えないようにすること。



傾斜屋根では屋根面の中に抑え、屋根勾配と傾きが合わない設置は避ける。



陸屋根では建物外壁と一体となったパラペットの高さ以下とするなど、建物本体から飛び出さない設置に努める。

C. 色彩

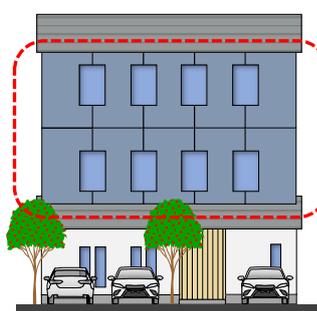
□ 鬮雞神社の社叢と調和した落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。

屋根の色は鬮雞神社周辺で主に使われているグレーを用いるよう努める。

周辺との調和に配慮し、屋根や外壁等の色は彩度を抑え、極端に高い、または低い明度の使用は避ける。



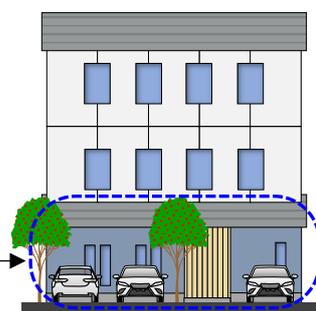
□ アクセント色を使用する場合は、使用する量を極力抑え、色彩相互の調和やバランスに配慮すること。



基調色と対比させる形でアクセント色を使う場合は、過度な量は使用せず、効果的な使用に努める。



重たい(明度の低い)色は低層部に用いる。



□ 外観の基調色は次の表のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。

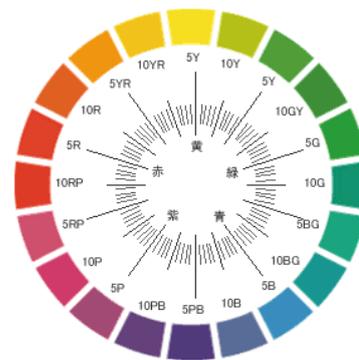
色相	彩度
0.1R~2.5Y	6以下
上記以外	4以下 (無彩色含む)

〈マンセル表色系〉

日本工業規格 (JIS) に基づき色彩を数値化するマンセル表色系では、色相 (赤、青、黄色などの色合い)、明度 (色の持つ明るさ・暗さの度合い)、彩度 (色の鮮やかさの度合い) の3つの属性によって、色彩を表示します。

例：

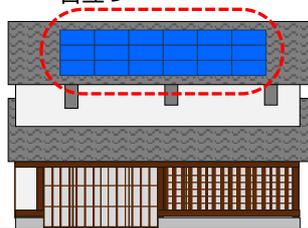
$\frac{5}{\text{色相}} \text{ Y R}$	$\frac{3}{\text{明度}}$	$\frac{4}{\text{彩度}}$
-----------------------------------	-----------------------	-----------------------



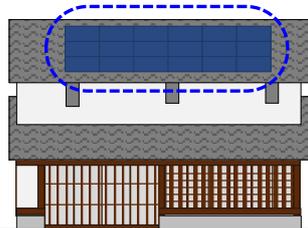
マンセル表色系

□ 太陽光パネルの色は、低彩度・低明度かつ低反射の目立たないものを基本とし、かつ屋根と色調を揃えること。

コントラストが大きく目立つ



明度の差が小さく、視認性を低くできる



屋根・屋上に太陽光パネルを設置する場合は、できるだけ誘目性や視認性を抑えるため、屋根の色との間にコントラストが強くない色合いのものを使用する。

D. 素材

- 周辺の景観と調和した素材を用い、地域の風土に合った自然素材を活用すること。
- 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。



木材、石材、瓦などには、地場産の素材を積極的に活用する。



周辺にみられる歴史的な建造物に使用されている素材を参考にする。

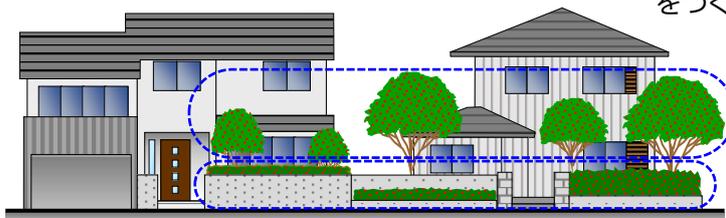


E. 緑化

- 敷地内ではできる限り緑化し、道路等の公的空間や隣地等からの視認を踏まえた植栽等に努めること。

近隣とバランスのとれた大きさの庭木を植える。

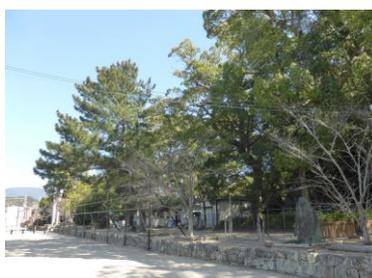
周辺と協調し、通り(前面道路)に沿って、生垣や花壇などを整備し、緑豊かな街並みをつくる。



- 植栽に当たっては、原則として周辺の植生に合った樹種を用いること。



闘雞神社の社叢、仮庵山を覆う椎木や楠などに合わせ、植栽に照葉樹を採り入れる。



- 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。



敷地内に樹姿や樹勢が優れた樹木がある場合には、樹木を保存できるような建築物等の配置に努める。

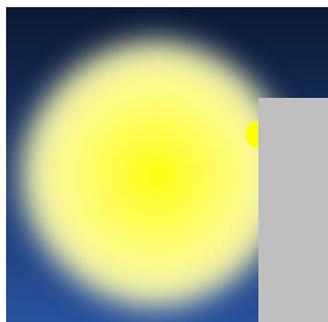


道路や公園など公共の場所から樹木が見えるように建築物等を配置する。



F. その他

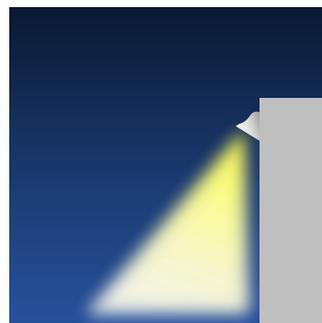
□夜間の屋外照明は軒先や看板類のみに限定し、過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。



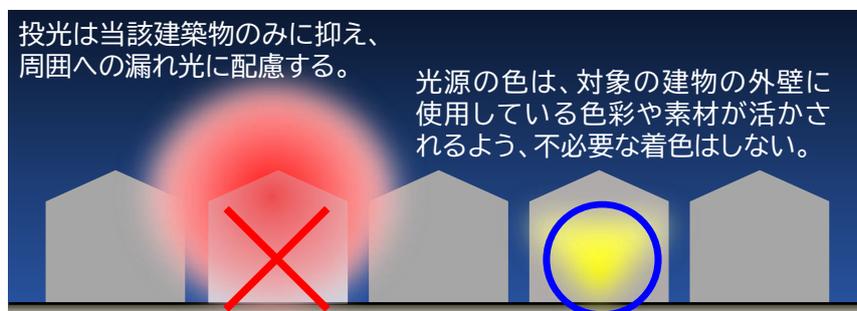
過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色に配慮する。



周辺に光源がない場所では、極端に突出した照明とならないよう光量を抑える。



□ライトアップなど夜間の建物への投光照明は、原則として当該建物のみへの照射とし、点滅させず、着色しないこと。



投光は当該建築物のみに抑え、周囲への漏れ光に配慮する。

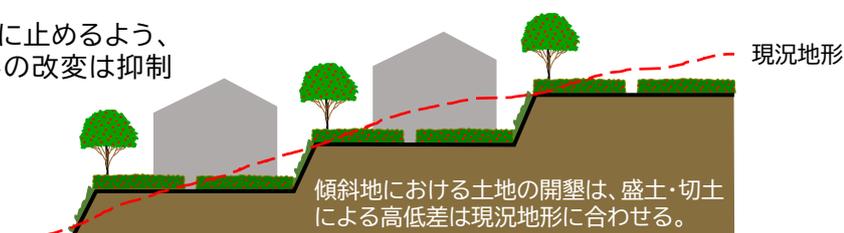
光源の色は、対象の建物の外壁に使用している色彩や素材が活かされるよう、不必要な着色はしない。

【開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く)】

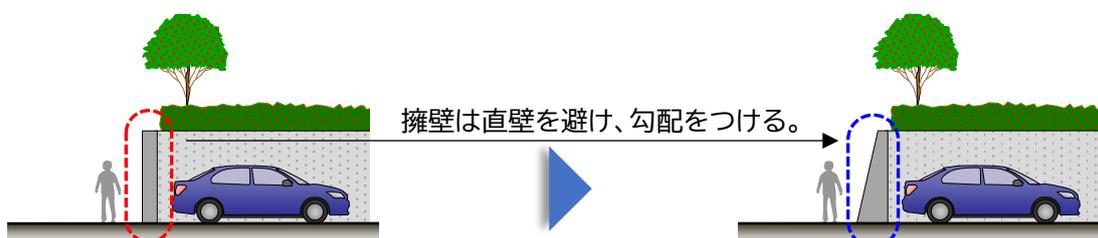
A. 位置・規模

□開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は、必要最小限にとどめること。

景観の変化を最小限に止めるよう、造成による現況地形の改変は抑制するよう努める。



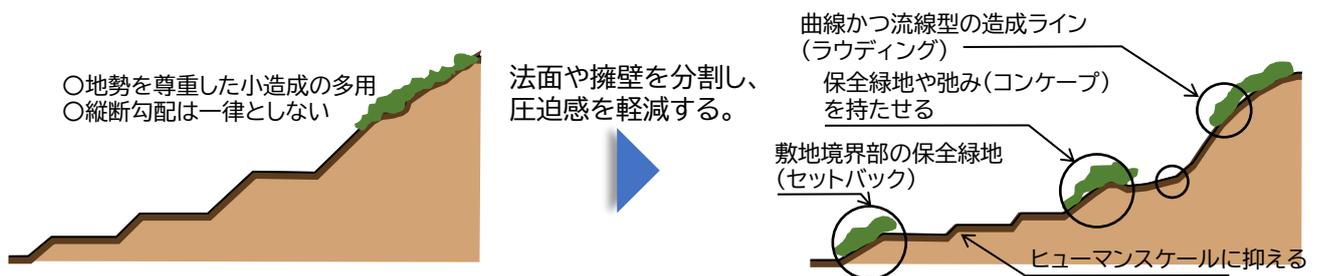
□法面は、できる限りゆるやかな勾配とすること。



- 法面や擁壁の高さは可能な限り低く抑え、やむを得ず高低差が大きくなる場合は、法面や擁壁を分割し、圧迫感の軽減に努めること。

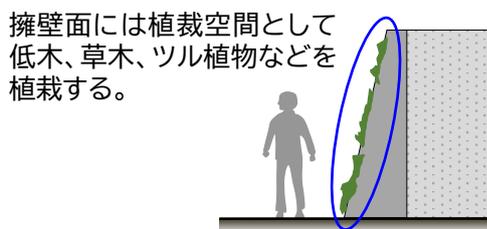


- 擁壁は、周辺景観と調和した形態及び素材とすること。

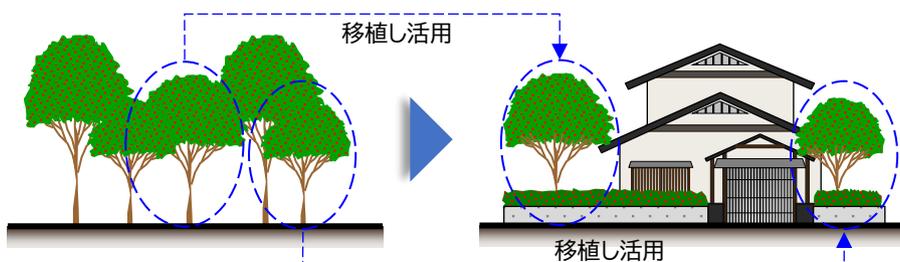


B. 緑化

- 法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。
- 擁壁には、蔦類や地被類を活用した緑化を行うこと。



- 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植し修景に生かすこと。



行為地にある樹木は、単に伐採するのではなく、樹容に優れた樹木などは、できるだけ活用する。

【土石の採取又は鉋物の掘採】

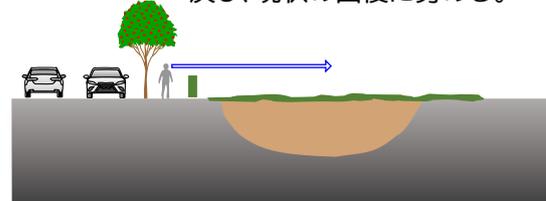
A. 位置・規模

- 期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件に鑑みた上で、必要最小限にとどめること。
- 景観に著しい改変が生じないものとする。
- 跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切に行なうこと。

行為地は周囲を遮蔽し、道路などから見えにくくする。

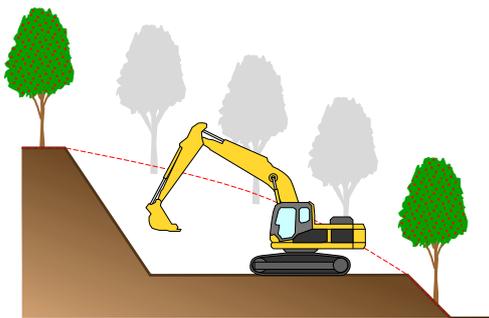


採取・掘採した場所は、適切に埋め戻し、現状の回復に努める。

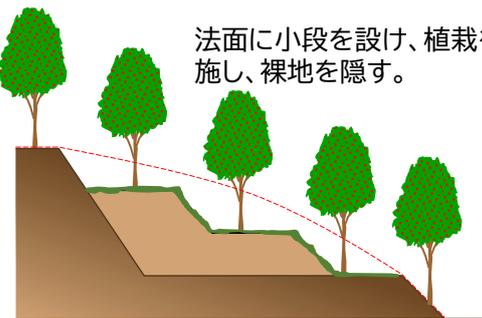


B. 緑化

- 採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。



法面に小段を設け、植栽を施し、裸地を隠す。



【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】

A. 位置・規模

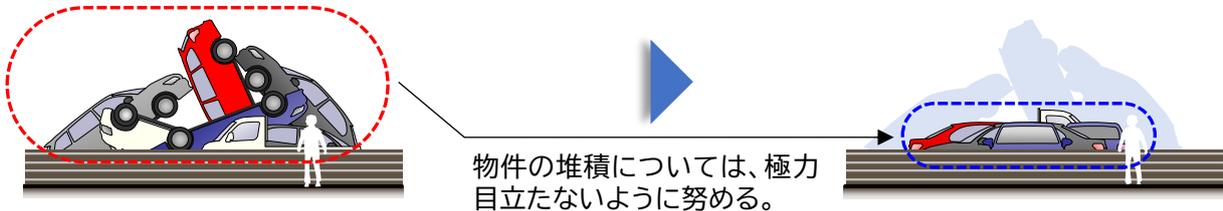
□ 景観に著しい改変が生じないものとする。

通り沿いに周辺の街並みと一体的に見える位置には堆積させない。



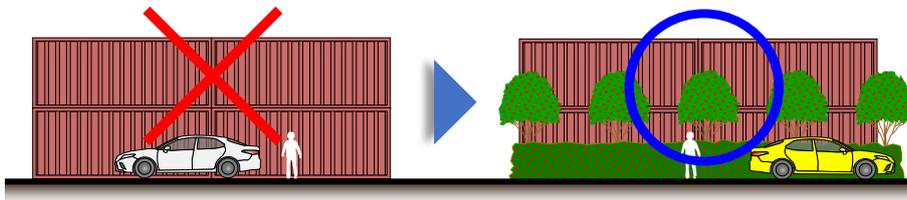
B. 方法

□ 道路等の公的空間や隣地等から目立たないように、積上げに際しては、できる限り高さを低くするとともに、整然と積上げること。



C. その他

□ 道路等の公的空間や隣地等から容易に認識できないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。



集積又は貯蔵等に使用する敷地については、物件が容易に望見できないよう道路境界や隣地境界を植栽等で遮へいする。



田辺市 建設部 都市計画課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

TEL 0739-26-9937(直) 0739-22-5300(代)

FAX 0739-25-6016

E-mail:toshikeikaku@city.tanabe.lg.jp

<http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/keikaku/keikan-machizukuri.html>